

徳島県告示第六百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 鳥獣保護区 の名称 | 区 域 | 面 積 | 存続期間 | 鳥獣保護区の保護に関する指針 | |
|---------------------|---|----------|--------------------------|----------------|--|
| | | | | 指定区分 | 指 定 目 的 |
| 神山森林公園 鳥獣保護区 | 徳島市及び神山町の徳島県立神山森林公園の全域、同公園に囲まれた民有地一円、名西郡神山町鬼籠野字一ノ坂七三六番地並びに町道笠木線と林道大地の森線との交点から同林道を南東に約一〇〇メートル進んだ横断暗渠の地点を起点とし、同所から同林道を県道鬼籠野国府線方面に約五〇〇メートル進み私道との交点に至り、同所から同私道を西に進み同公園の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北、東及び南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域 | 二九七ヘクタール | 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで | 身近な鳥獣生息地 | この区域は、神山町北東部に位置し、広葉樹を中心とする植生となっており、多くの野生鳥獣が生息している。また、徳島県立神山森林公園として県民の憩いの場となっており、身近に野鳥と触れ合う環境が整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。 |
| いきものふれあいの里 鳥獣保護区 | 神山町と佐那河内村との境界線と村道元山槻地線との交点を起点とし、同所から同村道を南東及び南に進み長迫の谷との交点に至り、同所から同谷を北及び東に進み府能谷との交点に至り、同所から同谷を北に進み旭ヶ丸用水の取水口に至り、同所から同用水を北及び東に進み徳島県立佐那河内いきものふれあいの里昆虫観察の森に至り、同所から同森の境界線を右回りに進み村道旭ヶ丸線との交点に至り、同所から同村道を南に進み同村道の終点に至り、同所から稜線を東に進み村道大川原本線との交点に至り、同所から同村道を北及び東に進み小石の谷との交点に至り、同所から同谷を南東に進み標高八〇一メートルの地点に至り | 四〇〇ヘクタール | 同 | 同 | この区域は、佐那河内村南部に位置し、天然の広葉樹を中心とする植生となっており、多くの野生鳥獣が生息している。区域内には希少な生物が生息する旭ヶ丸希少野生生物保護区や東三溪県立自然公園などが含まれており、県民の自然保護思想の普及に資するための環境が整備されていることから、鳥獣保護区に指定し、良好な生息地の確保を図る。 |

| | |
|--|--|
| | <p>春森鳥獣保護区</p> |
| <p>、同所から小谷を北東に進み下あげ谷との交点に至り、同所から同谷を南に進み村道大川原高原線との交点に至り、同所から同村道を東に約五五〇メートル進み稜線との交点に至り、同所から四国電力中継所との見通し線を東に進み同村道との交点に至り、同所から同村道を北東に約一キロメートル進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を東及び北東に進み嵯峨川との交点に至り、同所から稜線を東に進み村道徳円寺線との交点に至り、同所から同村道を南及び東に進み中山谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み佐那河内村と勝浦町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み同村と上勝町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同村と神山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>那賀郡那賀町長安の一般国道一九五号長安橋西詰を起点とし、同所から同国道を南に進み長安口ダム左岸に至り、同所から同ダムを南西に進み同ダム右岸に至り、同所から那賀川右岸を上流に進み八ヶ橋との交点に至り、同所から同橋を北に進み同川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を下流に進み坂州木頭川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を上流に進み一般国道一九三号拝宮橋の対岸に至り、同所から同橋との見通し線を北に進み同橋に至り、同所から同国道を南に進み出合橋北詰に至り、同所から徳ヶ谷に通じる山道を東に進み同橋の東約三〇〇メートル地点にある柚子園を経て徳ヶ谷との交点に至り、同所から五郎谷に通じる山道を東に進み同谷との交点に至り、</p> |
| | <p>三八〇ヘクタール</p> |
| <p>同</p> | |
| | <p>森林鳥獣生息地</p> |
| <p>この地域の長安口ダムから出合橋までの南面森林は、壮齢人工林が主で餌となる下層植生は豊富というわけではないが、野生鳥獣生息条件の一つである隠れ場の提供に重要な役割を果たしている。また、区内のダム人造湖には冬季に数種類のカモが多数飛来する。このため、この地域は、鳥獣の生息のために重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区に指定し、野生鳥獣の保護育成を図るも</p> | |

| | | | | | |
|--|--|----------------------|----------|----------|---|
| <p>同所から稜線の交点を北東に進み長安口へ通じる 山道との交点に至り、同所から同山道を南東に進み稜線との交点に至り、同所から同稜線を南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>海部郡海陽町多良字井口一番地の楠王神社を起点とし、同所から海部川左岸堤を東に進み同川河口に至り、同所から海岸線を南に進み那佐湾口に至り、同所から乳ノ崎先端との見通し線を南に進み同所に至り、同所から海岸線を西に進み同町穴喰浦字那佐三四一番地の一に至り、同所から町道乳ノ元線を北西に進み一般国道五五号との交点に至り、同所から同国道を北東に進み那佐湾防潮堤との交点に至り、同所から稜線を北に進み旧穴喰町と旧海部町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み馬路谷の東側の稜線との交点に至り、同所から同稜線を北に進み標高六三メートルの地点に至り、同所から起点との見通し線を北に進み同所に至る線で囲まれた一円の区域</p> | <p>六〇〇へ クータル</p> | <p>同</p> | <p>同</p> | <p>この地域は、室戸南海岸 国定公園の一部で自然公園法 、森林法等の法令によって保 護されている森林であり、乳 ノ崎、那佐湾、海部川河口を ひかえ、野生動物の好む植物 も豊富である。このため、こ の地域は、鳥獣の生息のため に重要な区域であると認めら れることから、鳥獣保護区に 指定し、野生鳥獣の保護育成 を図るものである。</p> |
| <p>大歩危鳥獣 保護区</p> | <p>三好市山城町上名の一般国道三二号と県道上名 西宇線との交点の北約三五〇メートルの地点を起 点とし、同所から稜線を西及び北西に進み三等三 角点上名（標高八三九・六メートル）を経て標高 一、〇二四メートルの地点（通称水無山三角点） に至り、同所から稜線を北に進み標高九八九メー トルの地点に至り、同所から稜線を東に進み堂床 谷との交点に至り、同所から同谷を東に進み同国 道堂床橋との交点に至り、同所から同国道を南に 進み起点に至る線で囲まれた一円の区域並びに同 市西祖谷山村新道のJ R土讃線と通称大谷との交 点を起点とし、同所から同谷を東及び北東に進み</p> | <p>五〇〇へ クータル</p> | <p>同</p> | <p>同</p> | <p>この区域は、三好市山城町 及び西祖谷山村のJ R小歩危 駅とJ R大歩危駅との中間地 域の吉野川を挟んだ地域に位 置する。ケヤキ、コナラ等の 原生的な自然が多く残されて おり、一部にはヒノキ、スギ 等の壮齢林との混交林も含ま れ、多種多様な鳥獣の良好な 生息地となっていることから 、鳥獣保護区に指定し、良好 な生息地の確保を図る。</p> |

山道（通称国見街道）との交点に至り、同所から同山道を南に進み二等三角点国見山（標高一、四〇九・一メートル）に至り、同所から同山道を南西に進み標高一、一一四メートルの地点を経て大歩危峡舟下り出発点へ通じる稜線との交点に至り、同所から同稜線を南西に進みJR土讃線との交点に至り、同所から同線を北に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域